

(6) 景観まちづくりの推進

1) 地域主導の景観まちづくりの支援

市民や事業者による地域主導の景観まちづくりの取組みを促進するため、地域の個性ある景観形成に向けた自主的なルールづくりやルール運用を支援する仕組みを導入する。具体的には以下の様な仕組みが考えられる。

(地域ルールの認定・運用のイメージ)

- ・地域の個性ある景観形成に向けた自主的な取り決めに支援する仕組みとして、景観協定等に至らないものについても、ゆるやかな取り決めに定めることができる仕組みとする。
- ・現行の市民景観協約を再構築し、都市景観条例により地域協議会及び地域ルールを認定し、さらに認定後の実効性も担保する仕組みとする。
- ・ルール策定・運用の支援については、まちづくり活動支援制度との連携も考えられる。

■他都市の事例

神戸市	○実績 神戸元町商店街、新長田駅北西地区など 12 地区、9 ルールを認定 ○制度の枠組み 団体の認定・告示 → 協定の認定・告示 ○支援の内容 まちづくりアドバイザー派遣（初動期・ルール運用期） → 1 地区 10 回以内／年×35,000 円／回 まちづくりコンサルタント派遣（構想づくり・ルールづくり） → 1 地区 100 万円程度／年 まちづくり助成（印刷費などの活動費の一部） →初動期 10 万円、構想・ルール等策定 30 万円、ルール運用 10 万円
京都市	○実績 先斗町、姉小路界限など 7 地区、6 ルールを認定 ○制度の枠組み 協議会の認定・告示 → 計画書の認定・告示 → 届出者が建設前に協議会から意見聴取 → 守られない場合は勧告も

地域主導の景観まちづくりの促進と取組みの支援のため、取組みに対するインセンティブの導入を検討する。

(考えられるインセンティブ)

- ・公共空地の利活用の許可（総合設計や壁面後退による公共的な空地の使用行為の基準や使用行為など）
- ・景観形成のルールに適合することによる容積ボーナス（総合設計制度と連動）
- ・景観重要建造物等を配慮した配置計画の場合の容積移転 など

(参考)インセンティブの事例

東京都 (総合設計制度)	○容積率の緩和 (条件) 建築物等の高さ等が景観計画の景観形成基準に適合したものであること (内容) 東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく街並み景観重点地区内 街並み景観ガイドラインに適合する場合 → 50% 壁面の位置及び高さの最高限度等を定めた地区整備計画に適合する場合→100%
大阪市 (御堂筋本町北地区)	○壁面後退部分の利活用を許可 (条件) ・地区計画に掲げるにぎわい空間創出や地域の活性化に資するものであること ・本市と協議のうえ定められた地域の自主ルールに沿ったものであること等 (内容) 壁面後退部分（屋外の公共的空地）でオープンカフェなどの利活用を許可

2) 景観協議会の制度活用

行政と観光や商業など幅広い活動団体及び公益事業者など景観形成に関わりのある関係者が協議・調整を図ることで、良好な景観形成のための取り決めや仕組みづくりを進める。面的な開発事業等においては、行政や関係する事業者等による事業についての協議の場が設けられることが多いが、こうした場において景観的な観点からも協議・検討が行われるよう、景観協議会制度の活用を働きかけることなどが考えられる。

(7) 景観に関する市民や事業者の意識の啓発

1) 都市景観資源の活用

都市景観資源の登録が全区完了したのち、都市景観資源の周知を進めるために、リーフレットや各種メディアを活用した市民への啓発を推進する。

(具体施策例)

- ・都市景観資源や近代建築をめぐるまち歩きマップ、ランドマークの見どころマップ等を作成する。
- ・都市景観資源に係わる景観まちづくりの取組みに関する情報発信を支援する。 など

(参考)他都市における意識啓発の事例

京都市	景観白書・景観市民会議の開催 ・景観施策の進捗や効果などを紹介する市民向けの白書を発行。 ・景観をテーマにした市民会議を毎年開催。	
吹田市	いいでしょこのまち通信 ・市の景観に関わる取り組みを市民向けに紹介するニュースを発行。	
西宮市	まちなみ発見クラブ ・景観に関する情報の共有や意見交換を通じて景観を考える市民によるクラブ。メンバーの自主的な活動を市が事務局としてバックアップ。	

2) 大阪都市景観建築賞（愛称 大阪まちなみ賞）

大阪都市景観建築賞については、新たに景観を形成する景観上特に優れた建物やまちなみを表彰し、美しく個性と風格のある景観づくりの普及・啓発に向けて今後も継続する。

3) その他の啓発施策の展開

市民や事業者が身近な市街地のまちなみに目を向け、景観形成に関心を持つきっかけとなるイベントの開催や、基礎的な知識を学習する講座等の取り組みのほか、意識啓発につながる市民の活動支援など、幅広い取り組みを支援する。

（具体施策例）

- ・景観に関する講座の開催などをきっかけに、講座参加者らによる景観に関わる主体的な活動に取り組む組織（（仮称）大阪景観ファンクラブ）の立ち上げを支援する。
- ・（仮称）大阪景観ファンクラブの取り組みとして、身近な景観を発掘するまちあるき、見どころを回るコースの設定やマップづくりなどの活動を支援する。

（8）様々な専門家と連携した推進体制づくり

1) 大阪市都市景観委員会及びその他の専門家の活用

景観施策を的確かつ効果的に実施・運用するため、専門家の意見や判断を得られる枠組みを検討する。具体的には以下の仕組みが考えられる。

○景観協議におけるアドバイス

大規模な面的整備検討書の作成に向けた事前協議の際に、景観計画に定められた「景観形成の方針」に適合しているかどうかを確認するため、専門家の意見を聴くことができる仕組みとし、届出に基づく誘導において、特に規模が大きいなどにより周辺の景観に対して著しい影響を及ぼす可能性のある案件について、事業者との協議においてアドバイスを求める。

○事業者等へのアドバイス

事業者が建築物等の設計を行うにあたり、景観上の配慮や工夫について希望する場合に専門的な観点からのアドバイスを受けることができるようにする。

（枠組みのイメージ）

大阪市都市景観委員会に専門部会（仮称：デザイン部会）を設置し、学識経験者等の専門家の意見を聴くことができる仕組みを、導入する。

（デザイン部会に諮る案件（案））

- ・大規模面的整備地区の案件
※事業者が独自に委員会を設立し意見を求める場合を除く。
- ・景観法に基づく届出が必要な案件
例）事業者の計画では本市景観計画の定量基準に適合しないが、景観上優れていると判断できる可能性のある案件

2) 景観整備機構の活動の充実

行政と役割分担しながら、景観まちづくりの支援や都市景観資源の活用、景観重要建造物・樹木の管理など、具体的な景観形成の活動メニュー充実を進める。景観整備機構の具体的な活動としては、例えば以下のようなことが考えられる。

（景観整備機構の活動例）

- ・景観に関する市民や事業者の意識啓発
- ・区役所と連携した都市景観資源の具体的活用方策の検討及び実践
- ・事業者向けの景観に関するアドバイス窓口 など